

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第23号

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年亀山市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条</u>の規定による決定により少年院に収容されている場合又は<u>売春防止法</u></p>

(昭和31年法律第118号) 第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

別表第4 (第9条関係)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が177,950円を超えるときは、177,950円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。)	月額85,490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が88,980円

別表第4 (第9条関係)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が172,550円を超えるときは、172,550円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。)	月額77,890円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が86,280円

	く。)	を超えるときは、 88,980円)		く。)	を超えるときは、 86,280円)
	2 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき(その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合に あっては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が42,700 円以下であると きに限る。)	月額42,700 円(新たに介護 補償を支給すべ き事由が生じた 月にあっては、 介護に要する費 用として支出さ れた額)		2 1の月に親族 又はこれに準ず る者による介護 を受けた日があ るとき(その月 に介護に要する 費用を支出して 介護を受けた日 がある場合に あっては、当該介 護に要する費用 として支出され た額が38,900 円以下であると きに限る。)	月額38,900 円(新たに介護 補償を支給すべ き事由が生じた 月にあっては、 介護に要する費 用として支出さ れた額)
備考 表中の [ ] の記載は注記である。					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。